

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

子ども・子育て支援においては、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭と子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる必要があります。

本章では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について、潜在的なものを含む利用希望を把握した上で、利用希望に対応する提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込み、計画的な整備による子育て支援の量的拡充について示します。

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

提供体制の確保にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための整備の状況その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を定め、この区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用希望把握調査に基づき「量の見込み」の推計と、「提供体制の確保の方策と実施時期」について計画設計を行います。

なお、市町村が認可権限を持つ地域型保育事業の認可・認定はこの計画に基づいて行われます。

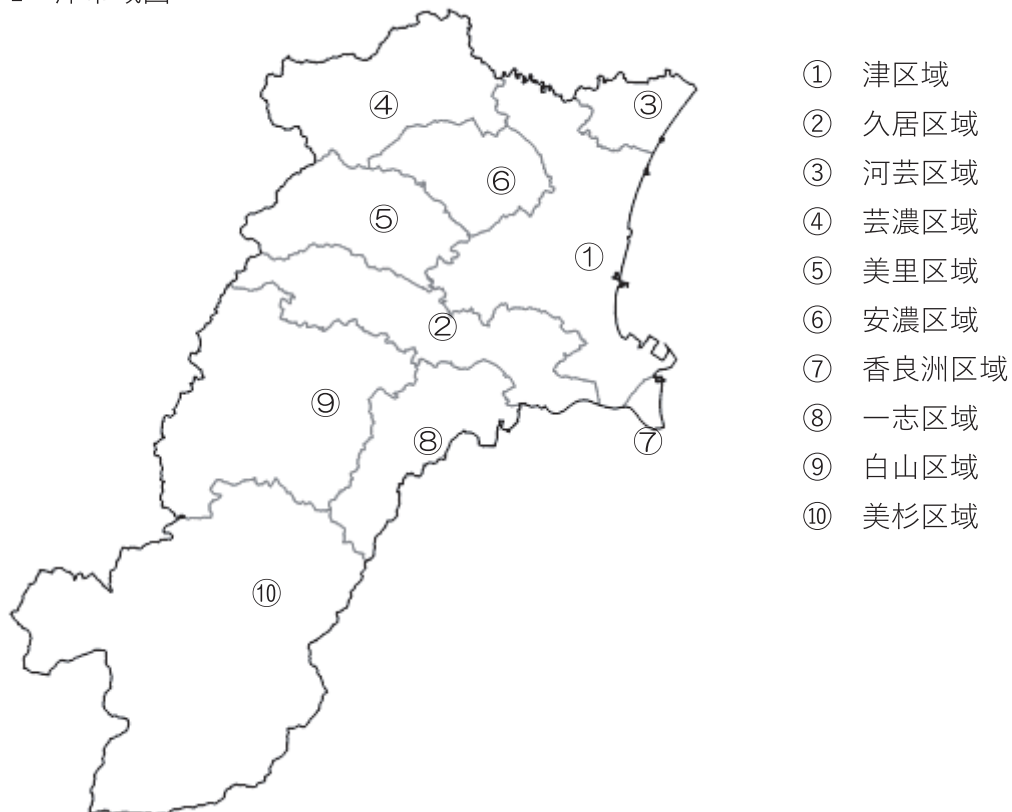
津市では、事業別の現在の利用状況と需給調整バランスの規模、学校区域や生活圏域などを勘案して、事業別に、次のとおり区域を設定しました。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

表1 事業別区域の設定

教育・保育施設	設定区域
教育・保育	10 区域
地域子ども・子育て支援事業	設定区域
利用者支援事業	全市域
地域子育て支援拠点事業	10 区域
妊婦健康診査事業	全市域
乳児家庭全戸訪問事業	全市域
養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	全市域
子育て短期支援事業	全市域
子育て援助活動支援事業	全市域
一時預かり事業	10 区域
延長保育事業（時間外保育事業）	10 区域
病児保育事業	全市域
放課後児童健全育成事業	48 小学校区及び1 義務教育学校区（原則）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市域

図1 津市域図



2. 幼児期の教育・保育の充実

事業内容	幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業者による教育・保育（ただし、各施設及び事業者は認可を受けたものに限る）
対象年齢	0～5歳の就学前児童（1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもの満1歳未満と満1歳、満2歳）
区域設定	10区域
区域設定根拠	現在の教育・保育施設の利用状況と、地域性を考慮した教育・保育の提供を確保するため、旧行政区別とします。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値に対し、現在の津市における利用実績と利用意向の傾向等を踏まえ、補正しました。

認定区分

区分		利用できる施設
1号認定子ども	満3歳以上の保育を必要としない子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の保育を必要とする子ども （幼児期の学校教育の利用希望が強い）	幼稚園、 認定こども園
	満3歳以上の保育を必要とする子ども （上記以外）	保育所、認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業

（1）保育利用率の目標値設定

① 保育利用率について

「保育利用率」とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育認定を受けた満3歳未満の子ども（3号認定子ども）の認定こども園、保育所、地域型保育事業の利用定員数の割合を表します。

満3歳未満の子どもに待機児童が多いことを踏まえて、子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むにあたっては、計画期間内の各年度において保育利用率の目標値を設定することとされています。さらに、この目標値を踏まえて、見込みに対する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の提供体制の確保の内容及び実施時期の設定を行うこととされています。

●保育利用率

$$\text{保育利用率（％）} = \frac{\text{3号認定子どもの施設利用定員数（人）}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体（人）}}$$

② 目標値の設定にあたって

国が示す待機児童解消の取組（平成29年開始子育て安心プラン等）においては、

- ・令和2年度末に待機児童ゼロ
- ・令和4年度末に女性（25歳から44歳）の就業率80%（参考：平成29年74.3%）

が目標に掲げられています。これらの達成を目指し、令和3年度、令和5年度の保育利用率の設定を考慮しました。

令和3年度においては、ニーズ調査と「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出された保育利用率が潜在的なニーズ量も含むものであり、待機児童ゼロとなるための達成すべき保育利用率であると考え、設定しました。

令和5年度においては、平成30年における女性（25歳～44歳）の就業率が76.5%（※）であることを踏まえ、3.5ポイント就業率が増加した場合に想定される家庭類型割合を基に算出した保育利用率を設定しました。（※令和元年版男女共同参画白書より）

なお、いずれの年度においても、本市における保育利用の実績が示す保育利用率と比較し、算出された保育利用率を実績が上回っている場合は、実績による保育利用率を優先しました。

● ニーズ調査と量の見込みの算出等のための手引きに基づき算出した保育利用率

	0歳	満1歳及び満2歳
保育利用率	32.5%	54.6%

● 3.5ポイント就業率増加の場合に想定される家庭類型割合を基に算出した保育利用率

	0歳	満1歳及び満2歳
保育利用率	34.1%	57.2%

● 保育利用の実績に基づく保育利用率

	0歳	満1歳及び満2歳
保育利用率	29.7%	50.2%

※0歳は平成30年10月1日現在、満1歳及び満2歳は平成30年4月1日現在

③ 計画期間における保育利用率

令和2年度、令和4年度の保育利用率は、それぞれ実績値と令和3年度、令和3年度と令和5年度の間接数値とし、令和6年度は令和5年度の保育利用率を据え置きしました。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	31.1%	32.5%	33.3%	34.1%	34.1%
満1歳及び満2歳	52.4%	54.6%	55.9%	57.2%	57.2%

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

【全市】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	2,162	505	3,611	2,161	614	2,134	499	3,563	2,226	631
		4,116					4,062			
②確保の方策（計）	4,133		3,795	2,143	583	3,903		3,867	2,226	631
特定教育・保育施設	3,213		3,795	2,111	577	2,983		3,867	2,194	625
確認を受けない幼稚園	920		—	—	—	920		—	—	—
地域型保育事業	—		—	32	6	—		—	32	6
②-①	1,971		184	▲ 18	▲ 31	1,769		304	0	0
	(1,466) ※1					(1,270) ※1				
預かり保育（長時間・通年）										
②'確保の方策（上記以外）	1,743 ※2					1,743 ※2				
②'-①	1,238					1,244				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
	488	3,504				481	3,471				475	3,424		
2,089	3,992		2,261	635	2,060	3,952		2,273	638	2,032	3,899		2,230	623
3,808		3,869	2,261	637	3,808		3,872	2,273	640	3,578		3,872	2,273	640
2,888		3,869	2,229	631	2,888		3,872	2,241	634	2,658		3,872	2,241	634
920		—	—	—	920		—	—	—	920		—	—	—
—		—	32	6	—		—	32	6	—		—	32	6
1,719		365	0	2	1,748		401	0	2	1,546		448	43	17
(1,231) ※1					(1,267) ※1					(1,071) ※1				
1,743 ※2					1,743 ※2					1,743 ※2				
1,255					1,262					1,268				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

2号認定子どもで教育利用を希望する子どもについては、1号認定子どもの預かり保育を実施する施設でその提供体制を確保しつつ、対応可能な施設がない区域においては、近隣、隣接区域の区域を超えた利用を行い、柔軟に対応します。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、人数等の状況や特定教育・保育施設や特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受け入れについて予め把握し、必要な調整を行い、教育・保育の提供体制を確保します。

また、特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、障がい児にあっては、必要に応じて障害児相談支援等関係機関との連携を図り、外国につながる子どもや保護者にあっては使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、個別の事情に応じた支援を行います。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【津区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	1,207	282	2,017	1,232	357	1,178	275	1,967	1,280	365
		2,299					2,242			
②確保の方策（計）	2,110		2,180	1,339	384	1,990		2,198	1,345	398
特定教育・保育施設	1,470		2,180	1,339	384	1,350		2,198	1,345	398
確認を受けない幼稚園	640		—	—	—	640		—	—	—
地域型保育事業	—		—	0	0	—		—	0	0
②-①	903		163	107	27	812		231	65	33
	(621) ※1					(537) ※1				
預かり保育（長時間・通年）										
②'確保の方策（上記以外）	1,340	※2				1,340	※2			
②'-①	1,058					1,065				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
1,165	272	1,954	1,282	366	1,148	268	1,934	1,284	367	1,137	266	1,915	1,255	357
	2,226					2,202					2,181			
1,990		2,198	1,358	398	1,990		2,201	1,370	401	1,960		2,201	1,370	401
1,350		2,198	1,358	398	1,350		2,201	1,370	401	1,320		2,201	1,370	401
640		—	—	—	640		—	—	—	640		—	—	—
—		—	0	0	—		—	0	0	—		—	0	0
825		244	76	32	842		267	86	34	823		286	115	44
	(553) ※1					(574) ※1					(557) ※1			
	1,340 ※2					1,340 ※2					1,340 ※2			
	1,068					1,072					1,074			

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【久居区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	413	97	691	406	116	415	97	693	419	120
		788					790			
②確保の方策（計）	867		641	337	93	817		695	414	127
特定教育・保育施設	587		641	305	87	537		695	382	121
確認を受けない幼稚園	280		—	—	—	280		—	—	—
地域型保育事業	—		—	32	6	—		—	32	6
②-①	454		▲ 50	▲ 69	▲ 23	402		2	▲ 5	7
	(357) ※1					(305) ※1				
預かり保育（長時間・通年）										
②'確保の方策（上記以外）	367	※2				367	※2			
②'-①	270					270				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
399	93	669	440	122	402	94	677	446	124	398	93	670	443	122
	762					771					763			
817		695	414	127	817		695	414	127	817		695	414	127
537		695	382	121	537		695	382	121	537		695	382	121
280		—	—	—	280		—	—	—	280		—	—	—
—		—	32	6	—		—	32	6	—		—	32	6
418		26	▲ 26	5	415		18	▲ 32	3	419		25	▲ 29	5
	(325) ※1					(321) ※1					(326) ※1			
	367 ※2					367 ※2					367 ※2			
	274					273					274			

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【河芸区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	169	40	283	164	46	166	39	278	172	48
②確保の方策（計）	306	323		152	25	246	317		152	25
特定教育・保育施設	306		328	152	25	246		328	152	25
確認を受けない幼稚園	0		—	—	—	0		—	—	—
地域型保育事業	—		—	0	0	—		—	0	0
②-①	137		45	▲12	▲21	80		50	▲20	▲23

預かり保育（長時間・通年）

②'確保の方策（上記以外）

②'-①

36※2 ▲4

(97)※1

(41)※1

36※2

▲3

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
161	38	270	177	49	159	37	268	179	49	160	37	269	177	48
201		330	174	31	201		330	174	31	141		330	174	31
201		330	174	31	201		330	174	31	141		330	174	31
0		—	—	—	0		—	—	—	0		—	—	—
—		—	0	0	—		—	0	0	—		—	0	0
40		60	▲3	▲18	42		62	▲5	▲18	▲19		61	▲3	▲17
(2)※1					(5)※1					(▲56)※1				
36※2					36※2					36※2				
▲2					▲1					▲1				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【芸濃区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	69	16	115	72	21	73	17	121	68	22
②確保の方策（計）	140	131		48	12	140	138		48	12
特定教育・保育施設	140		90	48	12	140		90	48	12
確認を受けない幼稚園	0		—	—	—	0		—	—	—
地域型保育事業	—		—	0	0	—		—	0	0
②-①	71		▲25	▲24	▲9	67		▲31	▲20	▲10

預かり保育（長時間・通年）

②'確保の方策（上記以外）

②'-①

0※2 ▲16

(55)※1

(50)※1

0※2

▲17

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
67	16	113	74	22	67	16	113	74	22	62	15	105	73	22
90		129	90	48	90		129	90	48	90		120	90	48
90		90	48	12	90		90	48	12	90		90	48	12
0		—	—	—	0		—	—	—	0		—	—	—
—		—	0	0	—		—	0	0	—		—	0	0
23		▲23	▲26	▲10	23		▲23	▲26	▲10	28		▲15	▲25	▲10
(7)※1					(7)※1					(13)※1				
0※2					0※2					0※2				
▲16					▲16					▲15				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【美里区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号認定		3号認定		1号	2号認定		3号認定	
	認定	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳	認定	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	20	5	34	16	5	19	5	32	17	5
②確保の方策（計）	80	39		19	9	80	37		19	9
特定教育・保育施設	80	62		19	9	80	62		19	9
確認を受けない幼稚園	0	-		-	-	0	-		-	-
地域型保育事業	-	-		0	0	-	-		0	0
②-①	60	28		3	4	61	30		2	4

預かり保育（長時間・通年）

②'確保の方策（上記以外）

②'-①

(55) ※1

0 ※2

▲5

(56) ※1

0 ※2

▲5

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号認定		3号認定		1号	2号認定		3号認定		1号	2号認定		3号認定	
認定	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳	認定	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳	認定	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
17	4	28	17	5	17	4	28	18	5	17	4	28	18	5
80	32		19	9	80	32		19	9	80	32		19	9
80	62		19	9	80	62		19	9	80	62		19	9
0	-		-	-	0	-		-	-	0	-		-	-
-	-		0	0	-	-		0	0	-	-		0	0
63	34		2	4	63	34		1	4	63	34		1	4

(59) ※1

0 ※2

▲4

(59) ※1

0 ※2

▲4

(59) ※1

0 ※2

▲4

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【安濃区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号認定		3号認定		1号	2号認定		3号認定	
	認定	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳	認定	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	66	15	110	71	16	70	16	116	66	16
②確保の方策（計）	230	125		55	12	230	132		55	12
特定教育・保育施設	230	103		55	12	230	103		55	12
確認を受けない幼稚園	0	-		-	-	0	-		-	-
地域型保育事業	-	-		0	0	-	-		0	0
②-①	164	▲7		▲16	▲4	160	▲13		▲11	▲4

預かり保育（長時間・通年）

②'確保の方策（上記以外）

②'-①

(149) ※1

0 ※2

▲15

(144) ※1

0 ※2

▲16

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号認定		3号認定		1号	2号認定		3号認定		1号	2号認定		3号認定	
認定	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳	認定	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳	認定	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
72	17	120	63	16	70	16	118	62	16	64	15	108	61	16
230	137		55	12	230	134		55	12	90	123		55	12
230	103		55	12	230	103		55	12	90	103		55	12
0	-		-	-	0	-		-	-	0	-		-	-
-	-		0	0	-	-		0	0	-	-		0	0
158	▲17		▲8	▲4	160	▲15		▲7	▲4	26	▲5		▲6	▲4

(141) ※1

0 ※2

▲17

(144) ※1

0 ※2

▲16

(11) ※1

0 ※2

▲15

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【香良洲区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	25	6 47	41	17	6	23	5 43	38	18	6
②確保の方策（計）	90		60	33	9	90		60	33	9
特定教育・保育施設	90		60	33	9	90		60	33	9
確認を受けない幼稚園	0		—	—	—	0		—	—	—
地域型保育事業	—		—	0	0	—		—	0	0
②-①	65		19	16	3	67		22	15	3

預かり保育（長時間・通年）

②'確保の方策（上記以外）

②'-①

(59) ※1

0 ※2

▲6

(62) ※1

0 ※2

▲5

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
17	4 32	28	22	6	17	4 32	28	22	6	17	4 32	28	20	6
90		60	33	9	90		60	33	9	90		60	33	9
90		60	33	9	90		60	33	9	90		60	33	9
0		—	—	—	0		—	—	—	0		—	—	—
—		—	0	0	—		—	0	0	—		—	0	0
73		32	11	3	73		32	11	3	73		32	13	3

(69) ※1

0 ※2

▲4

(69) ※1

0 ※2

▲4

(69) ※1

0 ※2

▲4

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【一志区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	134	31 255	224	141	34	140	33 267	234	138	35
②確保の方策（計）	190		180	101	24	190		180	101	24
特定教育・保育施設	190		180	101	24	190		180	101	24
確認を受けない幼稚園	0		—	—	—	0		—	—	—
地域型保育事業	—		—	0	0	—		—	0	0
②-①	56		▲44	▲40	▲10	50		▲54	▲37	▲11

預かり保育（長時間・通年）

②'確保の方策（上記以外）

②'-①

(25) ※1

0 ※2

▲31

(17) ※1

0 ※2

▲33

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
145	34 277	243	137	35	140	33 268	235	138	36	134	31 257	226	136	35
190		180	101	24	190		180	101	24	190		180	101	24
190		180	101	24	190		180	101	24	190		180	101	24
0		—	—	—	0		—	—	—	0		—	—	—
—		—	0	0	—		—	0	0	—		—	0	0
45		▲63	▲36	▲11	50		▲55	▲37	▲12	56		▲46	▲35	▲11

(11) ※1

0 ※2

▲34

(17) ※1

0 ※2

▲33

(25) ※1

0 ※2

▲31

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【白山区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	53	12	88	39	12	47	11	79	44	12
②確保の方策（計）	120	100		120	48	120	90		120	48
特定教育・保育施設	120		120	48	12	120		120	48	12
確認を受けない幼稚園	0		—	—	—	0		—	—	—
地域型保育事業	—		—	0	0	—		—	0	0
②-①	67		32	9	0	73		41	4	0

預かり保育（長時間・通年）

②'確保の方策（上記以外）

②'-①

(55) ※1

0 ※2

▲12

(62) ※1

0 ※2

▲11

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
43	10	73	46	13	39	9	66	46	12	40	9	68	45	11
120	83		120	48	120	75		120	48	120	77		120	48
120		120	48	12	120		120	48	12	120		120	48	12
0		—	—	—	0		—	—	—	0		—	—	—
—		—	0	0	—		—	0	0	—		—	0	0
77		47	2	▲1	81		54	2	0	80		52	3	1

(67) ※1

0 ※2

▲10

(72) ※1

0 ※2

▲9

(71) ※1

0 ※2

▲9

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【美杉区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	6	1	9	3	1	3	1	5	3	1
②確保の方策（計）	0	10		31	11	0	6		31	11
特定教育・保育施設	0		31	11	3	0		31	11	3
確認を受けない幼稚園	0		—	—	—	0		—	—	—
地域型保育事業	—		—	0	0	—		—	0	0
②-①	▲6		22	8	2	▲3		26	8	2

預かり保育（長時間・通年）

②'確保の方策（上記以外）

②'-①

(▲7) ※1

0 ※2

▲1

(▲4) ※1

0 ※2

▲1

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
3	1	6	3	1	3	1	4	3	1	3	1	5	3	1
0	7		31	11	0	5		31	11	0	6		31	11
0		31	11	3	0		31	11	3	0		31	11	3
0		31	11	3	0		31	11	3	0		31	11	3
0		—	—	—	0		—	—	—	0		—	—	—
—		—	0	0	—		—	0	0	—		—	0	0
▲3		25	8	2	▲3		27	8	2	▲3		26	8	2

(▲4) ※1

0 ※2

▲1

(▲4) ※1

0 ※2

▲1

(▲4) ※1

0 ※2

▲1

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現のために、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育に加え、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

地域子ども・子育て支援事業では、保護者が子育ての喜びや生きがいを感じ、また親として成長するとともに、子どもが地域とのつながりを持って健やかに成長できる環境づくりを目指して、妊娠・出産期における保護者への支援や、在宅で子育てをする家庭への支援、地域における安全・安心な活動場所等の良質な環境の提供に取り組み、全ての子育て家庭を支援する体制を構築します。

(1) 利用者支援事業

事業内容	子どもと保護者が、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業での教育・保育や、一時預かり事業、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所での支援を行うほか、子育てに関わる相談業務も担い、必要に応じて個別の支援プラン作成や関係機関への接続等、妊娠期から子育て期に渡る途切れのない支援を行います。
対象年齢	0～5歳
区域設定	全市域
区域設定根拠	主に就学前の子どもを持つ保護者が利用する場所等で利用者支援を行うことが効果的であるため、保健センター、地域子育て支援センターに専門職員を配置し、全市域を対象として、センター相互の機能連携や保護者が集う場所への巡回等により利用者支援活動を展開します。
量の見込みの算出概要	平成26年度から「子育て支援コーディネーター」5人を地域子育て支援センター4か所に配置し、他の地域子育て支援センターへの巡回や情報共有などにより地域子育て支援センター間で連携をとりながら利用者支援事業を実施しています。また、10か所の保健センターでは保健師等が支援プランの作成や相談業務を行っていることから算出しました。

量の見込みと確保の方策（基本型・特定型）（設置数）

（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

量の見込みと確保の方策（母子保健型）（設置数）

（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の方策	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 地域子育て支援センターで実施する利用者支援事業（基本型・特定型）を1か所増やします。

令和2年度 地域子育て支援センターで実施する利用者支援事業（基本型・特定型）と以降継続 保健センターで実施する利用者支援事業（母子保健型）との相互連携により、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）機能を発揮し、妊娠・出産から子育て支援への途切れない支援を行います。

（2）地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
対象年齢	0～2歳
区域設定	10区域
区域設定根拠	教育・保育施設へのつながりを考慮し、教育・保育と同様の区域設定とします。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値に対し、現在津市における利用実績と利用意向の傾向、就学前児童数の推計を踏まえ、補正しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人・日/月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,448	5,176	5,004	4,801	4,704
②確保の方策	7,599	7,599	7,599	7,599	7,599
②-①	2,150	2,424	2,596	2,799	2,895

提供体制の確保の内容及び実施時期

就学前児童数の減少や保育利用率の上昇による在宅児童数の減少や利用実績の推移を踏まえ量の見込みを推計しましたが、それに対する確保の方策においては、量的拡充のみならず、開所日や開所時間などの利用上の工夫や、地域子育て支援センターにおける支援者の質の向上に努め、子育て支援拠点事業を必要とする人が利用しやすい体制となるよう質的拡充が重要です。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

また、地域の支援者や幼稚園関係者、民間団体などが開設する子育て広場や未就園児の会においても、地域の子育て支援を担う場として特色ある支援を行っています。保護者と子どもがそのニーズに合わせて支援を選択し、利用できる環境の充実に向けて、今後も地域の子育て支援を行う支援者や団体との連携を継続します。

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人/月)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津	①量の見込み	3,125	2,982	2,853	2,728	2,664
	②確保の方策	3,941	3,941	3,941	3,941	3,941
	②-①	816	959	1,088	1,213	1,277
久居	①量の見込み	1,025	977	969	939	931
	②確保の方策	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
	②-①	16	64	72	102	110
河芸	①量の見込み	413	398	389	376	370
	②確保の方策	313	313	313	313	313
	②-①	▲ 100	▲ 85	▲ 76	▲ 63	▲ 57
芸濃	①量の見込み	184	164	166	160	157
	②確保の方策	313	313	313	313	313
	②-①	129	149	147	153	156
美里	①量の見込み	41	40	38	37	37
	②確保の方策	11	11	11	11	11
	②-①	▲ 30	▲ 29	▲ 27	▲ 26	▲ 26
安濃	①量の見込み	168	148	136	129	124
	②確保の方策	417	417	417	417	417
	②-①	249	269	281	288	293
香良洲	①量の見込み	46	45	48	45	43
	②確保の方策	417	417	417	417	417
	②-①	371	372	369	372	374
一志	①量の見込み	337	311	295	284	279
	②確保の方策	521	521	521	521	521
	②-①	184	210	226	237	242
白山	①量の見込み	102	102	101	95	92
	②確保の方策	625	625	625	625	625
	②-①	523	523	524	530	533
美杉	①量の見込み	8	8	8	7	7
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲ 8	▲ 8	▲ 8	▲ 7	▲ 7

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

（３）妊婦健康診査事業

事業内容	健やかな妊娠期を保つため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②身体計測及び尿・血液等の検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の異常を早期に発見し、適時必要に応じた処置及び継続観察につなげます。
対象年齢	妊娠期にある女性
区域設定	全市域
区域設定根拠	津市で暮らす妊婦全てにサービスを受ける機会を提供し、里帰り分娩等で受診した場合も費用助成を行うことから、全市域とします。
量の見込みの算出概要	厚生労働省母子保健課長通知には、心身ともに健やかに妊娠期を過ごすための妊娠週数による健康診査の間隔とこれに沿った場合の受診回数が14回であると示されていますが、経年の実績では平均受診回数が12回程度であるため、この回数を計画期間における0歳児の人口推計から導く対象人数に乘じて量の見込みを算出しました。

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,104	3,050	2,959	2,922	2,864
②確保の方策	3,104	3,050	2,959	2,922	2,864
②-①	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の方策（述べ利用回数）

（回/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	23,280	22,872	22,416	21,912	21,480
②確保の方策	23,280	22,872	22,416	21,912	21,480
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度以降継続 令和元年度までと同様、全対象者に対し受診について助成を行うとともに、受診の機会を逃すことのないよう制度の周知に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげます。
対象年齢	0歳（おおむね生後4か月まで）
区域設定	全市域
区域設定根拠	津市で暮らす親子全てにサービスを受ける機会を提供し、また里帰り分娩等で長期に市外に滞在する場合、住民からの希望があれば滞在の市町村の保健師等に訪問依頼を行うことから全市域とします。
量の見込みの算出概要	乳児を持つ家庭を訪問し、さまざまな理由で育児に対する不安や困難を感じる場合に、必要な保健指導や情報提供を行い、不安軽減を図っています。地域に見守られた育児をしている安心につなげるため、全市域訪問率100%を目指し、計画期間における0歳児の人口推計から導く対象全戸への訪問事業とします。

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,975	1,940	1,906	1,868	1,826
②確保の方策	1,975	1,940	1,906	1,868	1,826
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 令和元年度までと同様、全対象家庭に対し、訪問を行います。
以降継続

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

事業内容	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
対象年齢	食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭の児童（18歳未満）
区域設定	全市域
区域設定根拠	特定の対象を継続的に支援する事業の性質から全市域とします。
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方では、「児童福祉法に規定される要支援児童、特定妊婦、要保護児童の数等を勘案して、適切と考えられる事業量を設定する」とあることから、本市では過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出しました。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

量の見込みと確保の方策（利用者数）

（件・回/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	55	55	55	55	55
②確保の方策	55	55	55	55	55
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 本事業を必要とする対象家庭数が量の見込みを超えた場合においても対応できる体制を整えます。
以降継続
（平成27年度以降実績の最大値は平成29年度の84件）

（6）子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、一時的に養育または必要な保護を行います。 短期入所生活援助事業（子育て支援ショートステイ事業）
対象年齢	18歳未満
区域設定	全市域
区域設定根拠	児童養護施設等の分布状況により、全市域を区域とします。
量の見込みの算出概要	主たる事業対象者は、要支援家庭における児童等であるため、過去の利用実績に基づき算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人・日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	220	220	220	220	220
②確保の方策	220	220	220	220	220
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 本事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても対応できる体制を整えます。
以降継続
（平成27年度以降実績の最大値は平成29年度の246件）

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

(7) 子育て援助活動支援事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。ファミリー・サポート・センター事業。
対象年齢	0～5歳
区域設定	全市域
区域設定根拠	援助希望者と支援会員の区域を越えた利用を想定し、広域で提供体制を確保する必要があるため、全市域とします。
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえた上で、現在の津市における利用実績をもとに補正、算出しました。

量の見込みと確保の方策（延べ利用者数）

（人/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
②確保の方策	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 本事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても対応で
以降継続 きる体制を整えます。（平成27年度以降の実績の最大値は平成27年度の利用回数1,811人、依頼会員数1,187人）

(8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
対象年齢	①幼稚園型 3～5歳 ②幼稚園型以外の児童 0～5歳
区域設定	10区域
区域設定根拠	教育・保育施設へのつながりを考慮し、教育・保育施設と同様の区域設定とします。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値を踏まえたうえで、津市における利用実績及び本事業実施施設における最大利用可能量を勘案し、算出しました。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

① 幼稚園型

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人・日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	129,961	128,005	124,514	122,480	120,683
1号認定	5,962	5,872	5,712	5,619	5,536
2号認定相当	123,999	122,133	118,802	116,861	115,147
②確保の方策	189,990	189,990	192,990	198,990	198,990
②-①	60,029	61,985	68,476	76,510	78,307

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度

以降継続

量の見込みに対して、本事業実施施設における最大利用可能量（確保の総数）には余剰があり、本事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても、対応できる体制です。

一時預かり事業（幼稚園型）は、事業を実施している施設（幼稚園又は認定こども園）を利用することで利用可能ですが、美杉区域においては、本事業を実施できる施設がないため、白山区域において確保します。

【区域別】量の見込みと確保の方策

（人・日/年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津	①量の見込み	74,546	73,757	70,999	69,597	68,333
	②確保の方策	110,740	110,740	110,740	116,740	116,740
	②-①	36,194	36,983	39,741	47,143	48,407
久居	①量の見込み	24,445	24,169	24,117	23,968	23,890
	②確保の方策	24,100	24,100	24,100	24,100	24,100
	②-①	▲345	▲69	▲17	132	210
河芸	①量の見込み	9,842	9,850	9,668	9,583	9,494
	②確保の方策	7,200	7,200	10,200	10,200	10,200
	②-①	▲2,642	▲2,650	532	617	706
芸濃	①量の見込み	4,379	4,067	4,137	4,074	4,027
	②確保の方策	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250
	②-①	871	1,183	1,113	1,176	1,223
美里	①量の見込み	978	996	956	956	939
	②確保の方策	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040
	②-①	4,062	4,044	4,084	4,084	4,101
安濃	①量の見込み	4,017	3,665	3,389	3,284	3,192
	②確保の方策	15,660	15,660	15,660	15,660	15,660
	②-①	11,643	11,995	12,271	12,376	12,468

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
香良洲	①量の見込み	1,105	1,101	1,206	1,143	1,106
	②確保の方策	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	②-①	4,895	4,899	4,794	4,857	4,894
一志	①量の見込み	8,035	7,689	7,339	7,255	7,157
	②確保の方策	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	②-①	▲2,035	▲1,689	▲1,339	▲1,255	▲1,157
白山	①量の見込み	2,423	2,521	2,516	2,432	2,358
	②確保の方策	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	②-①	7,577	7,479	7,484	7,568	7,642
美杉	①量の見込み	191	191	187	187	188
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲191	▲191	▲187	▲187	▲188

② ①以外の児童（保育所等での一時預かり事業）

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

(人・日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,713	5,635	5,560	5,464	5,363
②確保の方策	3,874	4,246	4,619	4,991	5,363
②-①	▲1,839	▲1,389	▲941	▲473	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度
以降継続

一時預かり事業（一般型・余裕活用型）の実施施設が現在は津区域、河芸区域に集中しているため、実施施設の受け入れ拡大とともに、新たな実施施設の確保に努めます。教育・保育の提供のための保育士確保が優先されることから、確保の方策については区域を特定せず、全市域での数値とします。
※本計画期間中に新たな事業実施施設が確保されれば、分散利用により一施設当たりの負担を軽減します。

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津	3,277	3,247	3,170	3,105	3,037
久居	1,075	1,064	1,077	1,069	1,062
河芸	433	434	432	428	422
芸濃	192	179	185	182	179
美里	43	44	43	43	42
安濃	177	161	151	147	142

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
香良洲	49	48	54	51	49
一志	353	338	328	324	318
白山	107	111	112	109	105
美杉	8	8	8	8	8
①合計	5,713	5,635	5,560	5,464	5,363
確保の方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
②全区域	3,874	4,246	4,619	4,991	5,363
②-①	▲1,839	▲1,389	▲941	▲473	0

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。
対象年齢	0～5歳
区域設定	10区域
区域設定根拠	教育・保育施設へのつながりを考慮し、教育・保育施設と同様の区域設定とします。
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえつつ、津市における利用実績及び本事業実施施設における最大利用可能量を勘案し、算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,367	1,375	1,370	1,366	1,344
②確保の方策	1,367	1,375	1,370	1,366	1,344
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度以降継続	令和元年度時点で本事業を提供している保育所等においては、本事業が必要な場合の提供体制が確保されており、今後もこの体制を継続します。 また、美杉区域における量の見込みについては、白山区域の確保の方策により対応しますが、他の区域においても利用を希望する場合には対応するものとします。
-----------	---

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津	①量の見込み	784	792	781	776	761
	②確保の方策	784	792	781	776	761
	②-①	0	0	0	0	0
久居	①量の見込み	257	260	265	267	266
	②確保の方策	257	260	265	267	266
	②-①	0	0	0	0	0
河芸	①量の見込み	104	106	106	107	106
	②確保の方策	104	106	106	107	106
	②-①	0	0	0	0	0
芸濃	①量の見込み	46	44	46	45	45
	②確保の方策	46	44	46	45	45
	②-①	0	0	0	0	0
美里	①量の見込み	10	11	11	11	10
	②確保の方策	10	11	11	11	10
	②-①	0	0	0	0	0
安濃	①量の見込み	42	39	37	37	36
	②確保の方策	42	39	37	37	36
	②-①	0	0	0	0	0
香良洲	①量の見込み	12	12	13	13	12
	②確保の方策	12	12	13	13	12
	②-①	0	0	0	0	0
一志	①量の見込み	85	83	81	81	80
	②確保の方策	85	83	81	81	80
	②-①	0	0	0	0	0
白山	①量の見込み	25	27	28	27	26
	②確保の方策	27	29	30	29	28
	②-①	2	2	2	2	2
美杉	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2

（10）病児保育事業

事業内容	病児・病後児について、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等をします。
対象年齢	0～5歳
区域設定	全市域
区域設定根拠	事業者である小児科医の確保を優先し、全市域とする。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算出や補正の考え方を踏まえ、本市の利用実績も考慮し、算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数） （人・日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,031	2,003	1,971	1,939	1,907
②確保の方策	2,031	2,003	1,971	1,939	1,907
②-①	0	0	0	0	0

（参考） （人・日/年）

最大受入数	2,460	3,330	3,330	4,200	4,920
-------	-------	-------	-------	-------	-------

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度以降継続	小児科医の協力の下、看護師・保育士による運営体制の確保を図ります。 令和元年度時点の実施箇所2ヶ所から、利用者の利便性等を勘案し、さらに1ヶ所（北部）開設に向けた調整を進めます。 最大受入数には、病後児保育専門施設の利用定員も含んでおり、病後児保育では受け入れできない場合のニーズに対応するためにも、病児保育への事業拡大や施設の新設、利用定員の増員等による調整を進めます。
-----------	---

（11）放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
対象年齢	小学生（7～12歳）
区域設定	小学校区及び義務教育学校区（原則）
区域設定根拠	利用児童が安全に放課後児童クラブに通うためには、クラブ施設が小学校の敷地内や小学校に近接していることが必要です。このため、小学校区を区域の単位としますが、児童を安全にクラブ施設まで送る手立てがある場合には、小学校をまたぐ区域を設定することも可とします。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

量の見込みの 算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算出の考え方を踏まえつつ、実績を基にした本市独自の方法により、小学校低学年（1～3年生）と高学年（4～6年生）に分けて算出しました。
----------------	---

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人/日）

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,112	2,162	2,225	2,288	2,360
②確保の方策	2,112	2,162	2,227	2,290	2,362
②-①	0	0	2	2	2

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	975	1,005	1,053	1,089	1,127
②確保の方策	975	1,005	1,054	1,090	1,128
②-①	0	0	1	1	1

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 利用実績と、本事業実施施設における施設面積、指導員数を考慮した最大以降継続 利用可能量から、令和6年度までの確保の方策をたてました。

施設の狭あい化が進み、児童一人当たりの専用区画面積が基準を大幅に下回っている施設については、放課後児童クラブに係る整備指針に基づき計画的整備を進めます。

【区域別】量の見込みと確保の方策

（人/日）

		低学年（1～3年生）					高学年（4～6年生）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養正	①量の見込み	54	55	56	60	64	33	33	34	36	38
	②確保の方策	54	55	56	60	64	33	33	34	36	38
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修成	①量の見込み	56	57	59	61	62	15	15	15	15	15
	②確保の方策	56	57	59	61	62	15	15	15	15	15
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南立誠	①量の見込み	55	51	47	42	40	29	27	25	23	22
	②確保の方策	55	51	47	42	40	29	27	25	23	22
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北立誠	①量の見込み	76	74	74	75	77	34	33	33	33	34
	②確保の方策	76	74	74	75	77	34	33	33	33	34
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
敬和	①量の見込み	14	11	8	5	3	5	4	3	2	1
	②確保の方策	14	11	8	5	3	5	4	3	2	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人/日)

		低学年（１～３年生）					高学年（４～６年生）				
		令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
育生	①量の見込み	45	44	44	43	41	42	41	41	40	39
	②確保の方策	45	44	44	43	41	42	41	41	40	39
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	①量の見込み	75	82	86	90	101	30	33	35	36	40
	②確保の方策	75	82	86	90	101	30	33	35	36	40
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤水	①量の見込み	42	40	38	37	35	38	36	34	33	31
	②確保の方策	42	40	38	37	35	38	36	34	33	31
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高茶屋	①量の見込み	109	123	145	157	168	48	54	64	69	74
	②確保の方策	109	123	145	157	168	48	54	64	69	74
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸	①量の見込み	22	24	25	26	29	8	9	9	9	10
	②確保の方策	22	24	25	26	29	8	9	9	9	10
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安東	①量の見込み	14	14	14	14	14	5	5	5	5	5
	②確保の方策	14	14	14	14	14	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
楯形	①量の見込み	20	21	24	24	24	9	9	10	12	13
	②確保の方策	20	21	24	24	24	9	9	10	12	13
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雲出	①量の見込み	26	28	29	30	32	22	23	24	25	27
	②確保の方策	26	28	29	30	32	22	23	24	25	27
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一身田	①量の見込み	88	75	61	49	38	24	21	17	14	11
	②確保の方策	88	75	61	49	38	24	21	17	14	11
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白塚	①量の見込み	31	30	31	33	33	31	30	31	33	33
	②確保の方策	31	30	31	33	33	31	30	31	33	33
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栗真	①量の見込み	13	13	13	13	13	5	5	5	5	5
	②確保の方策	13	13	13	13	13	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
片田	①量の見込み	21	20	19	19	18	19	19	19	19	18
	②確保の方策	21	20	19	19	18	19	19	19	19	18
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大里	①量の見込み	34	39	44	49	54	8	9	10	11	12
	②確保の方策	34	39	44	49	54	8	9	10	11	12
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高野尾	①量の見込み	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	②確保の方策	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西が丘	①量の見込み	105	110	116	124	129	58	61	64	69	72
	②確保の方策	105	110	116	124	129	58	61	64	69	72
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人/日)

		低学年（１～３年生）					高学年（４～６年生）				
		令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
豊が丘	①量の見込み	74	81	86	90	93	9	10	11	11	11
	②確保の方策	74	81	86	90	93	9	10	11	11	11
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南が丘	①量の見込み	166	174	186	194	200	89	93	99	104	107
	②確保の方策	166	174	186	194	200	89	93	99	104	107
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上野	①量の見込み	28	29	32	36	40	29	30	33	37	41
	②確保の方策	28	29	32	36	40	29	30	33	37	41
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊津	①量の見込み	28	28	28	28	28	15	15	15	15	15
	②確保の方策	28	28	28	28	28	15	15	15	15	15
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒田	①量の見込み	23	23	23	23	23	3	3	3	3	3
	②確保の方策	23	23	23	23	23	3	3	3	3	3
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千里	①量の見込み	92	94	98	98	96	10	10	10	10	10
	②確保の方策	92	94	98	98	96	10	10	10	10	10
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明	①量の見込み	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
	②確保の方策	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芸濃	①量の見込み	71	73	76	80	81	53	54	56	59	60
	②確保の方策	71	73	76	80	81	53	54	56	59	60
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明合	①量の見込み	18	17	18	20	21	9	9	10	11	12
	②確保の方策	18	17	18	20	21	9	9	10	11	12
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安濃	①量の見込み	29	29	27	25	25	19	19	18	17	17
	②確保の方策	29	29	27	25	25	19	19	18	17	17
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
村主	①量の見込み	20	18	18	18	19	9	8	8	8	8
	②確保の方策	20	18	18	18	19	9	8	8	8	8
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
草生	①量の見込み	8	8	8	8	8	4	4	4	4	4
	②確保の方策	8	8	8	8	8	4	4	4	4	4
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
誠之	①量の見込み	89	96	101	108	114	30	32	34	36	38
	②確保の方策	89	96	101	108	114	30	32	34	36	38
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成美	①量の見込み	84	92	101	109	121	37	40	44	47	52
	②確保の方策	84	92	101	109	121	37	40	44	47	52
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立成	①量の見込み	87	87	86	90	90	38	38	38	40	40
	②確保の方策	87	87	86	90	90	38	38	38	40	40
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

		低学年（１～３年生）					高学年（４～６年生）				
		令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
桃園	①量の見込み	63	69	76	83	94	42	46	51	56	63
	②確保の方策	63	69	76	83	94	42	46	51	56	63
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸木	①量の見込み	76	76	76	76	76	8	8	8	8	8
	②確保の方策	76	76	76	76	76	8	8	8	8	8
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栗葉	①量の見込み	58	62	66	68	74	17	18	19	20	22
	②確保の方策	58	62	66	68	74	17	18	19	20	22
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
榊原	①量の見込み	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20
	②確保の方策	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香良洲	①量の見込み	23	20	17	15	13	4	3	3	3	3
	②確保の方策	23	20	17	15	13	4	3	3	3	3
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一志西	①量の見込み	37	38	37	37	38	12	12	12	12	12
	②確保の方策	37	38	37	37	38	12	12	12	12	12
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一志東	①量の見込み	36	35	34	35	35	10	20	36	36	36
	②確保の方策	36	35	34	35	35	10	20	36	36	36
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家城	①量の見込み	3	2	0	0	0	2	1	0	0	0
	②確保の方策	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1
	②-①	0	0	2	2	2	0	0	1	1	1
川口	①量の見込み	21	22	22	21	22	18	19	19	18	19
	②確保の方策	21	22	22	21	22	18	19	19	18	19
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八ツ山	①量の見込み	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	②確保の方策	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大三	①量の見込み	17	16	16	15	14	5	5	5	5	5
	②確保の方策	17	16	16	15	14	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倭	①量の見込み	14	15	13	14	15	12	13	11	12	13
	②確保の方策	14	15	13	14	15	12	13	11	12	13
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美杉	①量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②確保の方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里	①量の見込み	19	19	19	18	17	2	2	2	2	2
	②確保の方策	19	19	19	18	17	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	①低所得で生計が困難である保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等その他の必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等にかかる実費徴収額、および、②特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園において、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する保護者が支払うべき食事の提供（副食費に限る）にかかる実費徴収額に対しその一部を補助する事業。
対象年齢	①子どもの年齢が0歳～5歳 ②子どもの年齢が満3歳以上
区域設定	全市域

実費徴収に係る補足給付を行う事業には、所得要件が設定されており、該当する全ての保護者に給付することから、量の見込み、確保の方策は設定しないこととします。

4. 幼児期の教育・保育の提供体制のあり方

(1) これまでの取組と現状

本市における就学前の子どものための幼児教育・保育は、公立と私立の幼稚園・保育所がそれぞれの制度のもとで子育て世帯のニーズに応じるための取組を進めてきましたが、急速に進行する少子化や核家族化に加え、女性の社会進出による共働き世帯の増加など、子育て世帯を取り巻く環境の変化に起因した社会的な背景のもと、「質の高い幼児期における教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」などの課題に対処するため、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、市町村は「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」（子ども・子育て支援法第3条第1項第3号）とされました。

これを受けて、平成27年度から5か年を期間とした第1期計画においては、就労形態の多様化や子育て環境の変化などに伴った、子育て世帯の保育ニーズの高まりに対応するため、保育提供量の拡大に取り組むこととし、私立保育所の施設整備や私立幼稚園の認定こども園への移行に対する支援に加え、公立保育所と幼稚園の一体化による認定こども園整備を進めてきました。

その結果、待機児童は年度当初ではゼロを維持しているものの、年度途中には80から90人台が発生する状況の解消には至っていません。

その一方で利用者が減少し続けている公立幼稚園においては、引き続き適正な集団規模の維持・確保に向けた方策を講じて、これまで培ってきた幼児教育の継承を行っていく必要があります。

さらに、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、令和2年度以降に子育て世帯が及ぼす保育需要への影響から、その動向によってはさらなる対応が速やかに必要となることも想定されます。

教育・保育施設の定員の推移

子ども・子育て支援新制度施行

子ども・子育て支援新制度

津市立こども園の開園

		平成18年度				平成26年度				平成29年度				令和元年度		
保育所等	市立	私立			市立	私立			市立	私立			市立	私立		
	定員	2,465	2,630			2,400	3,160			2,555	3,501			2,597	3,884	
	計	5,095				5,560				6,056				6,481		
幼稚園等	市立	私立	国立			市立	私立	国立			市立	私立	国立			
	定員	4,370	2,360	160			4,070	2,200	140			2,875	1,901	140		
	計	6,890					6,410					4,916				

※定員・利用人数の数値は、保育所等は4月1日現在、幼稚園等は5月1日現在

※保育所等→保育所、地域型保育事業（事業所内保育・小規模保育）、認定こども園（保育認定部分）

※幼稚園等→幼稚園、認定こども園（教育認定部分）

（２）教育・保育の提供体制と施設の整備の方向性

（公立：国立を除く。以下同じ。）

① 公立と私立の調和による提供体制の整備

保護者の経済的な負担軽減を図る少子化対策として、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化によって、子育て世帯の利用施設の選択は家庭的な事情等を背景としながらも保護者の意向がより反映しやすい状況となっています。

依然として保育提供量の拡大が必要な状況にある中、私立の保育所や幼稚園等には、これまで通りそれぞれの特性を活かし、保護者のニーズに応じていけるよう体制整備に必要な支援に取り組むものの、一方においては、少子化がさらに進行している状況から、将来的な経営安定化のための基盤確保も重要な課題と言えます。

このように保護者の施設利用に係るニーズが流動化している状況にあって、今後も待機児童ゼロを維持していくためには、子育て世帯を取り巻く社会的な要因を背景とした保護者のニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じて必要な教育・保育が確実に提供できるよう、本計画期間中においても、公立と私立の調和のもと、市全体を見通した保育所、幼稚園及び認定こども園等の運営に留意しながら公立の施設は、そのニーズの充足に対応するため私立の施設と連携し、かつ両立を基本とした提供体制の整備に取り組む必要があります。

② 公立幼稚園のあり方

公立幼稚園では、これまで長年にわたって、幼児一人一人の成長発達に合わせた教育実践を積み重ねるとともに、家庭教育の推進や地域・小学校等との連携に力を注ぎながら、本市の幼児教育を担ってきました。また、私立幼稚園においては、各園の特色や教育方針を活かした幼児教育を行い、保護者のニーズを柔軟に受け入れながら、時代の変化に対応した運営を行っています。

そのような中で、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、今後は更に、公立・私立幼稚園ともに、それぞれの教育内容の一層の充実を図り、子どもを中心に据えた質の高い幼児教育を実践していくことが求められます。

一方で、少子化や保育ニーズの高まりによる公立幼稚園の園児数の減少が顕著に見られ、今後は更に、幼児教育・保育の無償化による影響が一段と大きくなることが想定され、公立幼稚園の運営をめぐる状況は極めて深刻化することが考えられます。

このことから、今後は公立保育所や認定こども園における教育・保育の提供体制との整合を図るとともに、私立幼稚園等との連携について留意しながら、本市における公的な幼児教育の提供体制の再構築を早める必要があります。その際は、公立幼稚園において、これまで積み重ねてきた幼児一人一人の成長発達に合わせたきめ細やかな教育実践や、研修の積み重ねに裏打ちされた系統的な教育内容を、地域の実情や私立幼稚園等との連携について留意しながら、公立幼稚園・認定こども園での幼児教育に反映していきます。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

ア 公立幼稚園としての再編

これまでの公立幼稚園としての実績を引き継ぎながら、地域における公的な幼児教育の提供施設としての役割を果たすため、公立幼稚園を取り巻く地域の実情や今後の就学前子どもの見込みなどを考慮した上で、今後も公立幼稚園として質の高い幼児教育を行っていきます。その際は、必要な施設改修を行うとともに、施設利用に対する保護者ニーズを踏まえた幼児教育の提供環境や体制について検討を行います。

一方で、様々な要因から公立幼稚園として運営継続が困難であると判断される場合は、休園の措置を経て近隣の公立幼稚園との統合を図ることで閉園に向けた整理を行います。

イ 認定こども園への再編

公立幼稚園では1号認定子どもを対象に、地域の公的な教育施設としての役割を果たしていますが、こうした保護者ニーズに応えながらも園児数が減少している課題に対処していかなければなりません。

そのため、それぞれの公立幼稚園を取り巻く地域の実情等を踏まえ、就園状況等一定の条件を見極めながら、多様な生活スタイルの幼児同士が学び合える適正規模の環境として、2号認定子どもや3号認定子どもと共に、連続した育ちを支えていくことのできる認定こども園への再編を進め、地域における公的な幼児教育の再生・継承を図ります。

この公立認定こども園では、これまで公立の幼稚園と保育所が培ってきた幼児教育と保育を融合させ、より質の高い教育・保育を提供します。

③ 公立保育所の施設環境の維持

子育て世帯による保育ニーズの高まりから、さらなる保育提供量の拡大が必要な状況にあって、公立保育所は昭和40年代に建築が進められたものも多く、築40年以上のものが大半で施設の劣化が著しく進行しています。

私立の教育・保育施設の状況などを踏まえ、幼保連携型認定こども園を整備するため公立幼稚園との一体化を図るもののほか、引き続き公立保育所としての機能を果たすことが必要な施設については、計画的に長寿命化のための改修を行い、保育提供環境の維持を図ります。

④ 公立の幼保連携型認定こども園の整備

第1期計画において「平成31年度までに5施設の整備をめざします。」とした公立の幼保連携型認定こども園は、平成30年度に3施設、令和元年度に1施設が開園し、令和2年度から開園する1施設と合わせて5施設を整備してきました。

また、その間も増大し続ける保育需要に対応するため、私立の幼稚園や保育所による認定こども園への移行や新設に対する支援を行い、令和元年度末時点で私立の幼保連携型認定こども園は15施設となっています。

しかし、前述のとおり本市における保育提供環境は、待機児童の発生について年度当初はゼロを維持しているものの、保護者の希望と提供体制が合致していないこと等から、多くの子どもが“空きを待つ、状況にあり、年度途中には待機児童が発生する状況の解消には至っ

ていません。

一方、公立幼稚園においては、これまでも近隣の園との合同保育、休園を経た統廃合や保育所との一体化による認定こども園への移行などにより、適正な集団規模の確保・維持を図り、幼児教育環境の改善に取り組んできましたが、前述のとおり公的な幼児教育に対する保護者ニーズへの対応等、今後の提供体制のあり方を整理していかなければなりません。

これらの状況に対処していくとともに、依然として少子化が進行している中、保育の担い手たる人材の確保に困難が増している状況や幼児教育・保育の無償化による保育ニーズへの影響にも柔軟に対応できる体制が求められています。

第1期計画では、私立の保育所・幼稚園への施設整備や認定こども園移行のための支援に加え、公立の幼保連携型認定こども園の整備を進めましたが、今後も見込まれる子育て世帯の保育ニーズに応えていくためには、さらなる保育提供量の拡大が必要であるため、引き続き私立施設への財政支援を行いつつ、私立の施設との両立を基本に公立の幼保連携型認定こども園の整備を進めます。

また、前述のとおり地域における公的な幼児教育へのニーズに応えていくため、その提供環境を改善し、質の高い幼児教育の再生と継承を図る方策として、小規模化した公立幼稚園と近接する公立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を整備し、より質の高い幼児教育を提供する体制の再編に取り組みます。

なお、第2期計画においては、令和6年度までにこのような公立の幼保連携型認定こども園が2施設程度整備できるよう目指します。

（3）待機児童対策と保育士・保育教諭の確保

これまで、公立・私立施設は相互に連携を図りながら、本市における待機児童対策としての定員確保と併せて幼児教育・保育の充実に向け資質の向上を図ってきました。

待機児童解消を図り、円滑な保育施設の提供環境を実現するためには、保育提供量の拡大のための施設の整備等によるハード面の対策と、保育士確保というソフト面での対策の両面から進めていく必要があります、それと併せて保育の質の向上も欠くことができません。

保育士確保策としては、私立の保育所・幼稚園等への運営経費の給付を通じた保育士等の処遇改善に引き続き取り組みます。

また、私立保育所等との共同により「保育士職場復帰セミナー」を継続的に開催するとともに、潜在化した保育士の復職に支障となっている要因の一つに挙げられる、就労時間帯など復職の条件に対応できる就労支援を検討するなど保育士の確保に努めます。

（4）教育・保育の質の向上

保育の質の向上においては、平成30年4月から適用されることとなった現在の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領においては、3歳以上の幼児教育について共通の記載となっており、全ての就学前児童がいずれの施設を利用した場合でも同一の指導が受けられることとされたことを受け、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

保育事業における教育・保育を通して、全ての子どもに人間形成の基盤となる心情・意欲・態度を育むため「津市幼児教育・保育カリキュラム」をもとに一人一人の子どもの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供が行われるよう取り組みます。

また、専門的な知識と技術を高めるための職員研修を実施し、一人一人の子どもの願いを聞き届ける職員としての資質の向上に努めます。

そのため、公立、私立や施設の種別にかかわらず共通した課題である保育者の専門性の向上を図るため、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に向けた検討を行い、伝統と実績のある幼児教育の継承と本市における就学前の子どものための施設全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の保育料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料については利用者の意向を踏まえた償還払いを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ三重県による立ち入り調査等にも同行するなど、三重県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有と公表を行い、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。